月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数

a4　令和２年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数

a5　当該都道府県の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式Ⅱ

B ＝ b1 ／ 0.05069 ×（b2 × 103.093 ＋ 0.369）×（b3 × 338.983 － 336.929）

b1 ／ 0.05069 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、（b2 × 103.093 ＋ 0.369）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは１とする。

算式Ⅱの符号

b1　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された当該都道府県における民営事業所数を当該都道府県の第 5 条第 1 項の表中 1 の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該都道府県における平成 28 年 6 月 1 日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を同令によつて公表された当該都道府県の同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b3　中小企業庁によつて公表された平成 28 年 6 月時点の当該都道府県の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によつて公